

弥富で結婚し新生活を始める方へ、新生活のスタートを後押しします！



弥富市結婚新生活支援補助金

弥富市では、結婚に際して新居となる住宅の購入費や賃料、引越しなどにかかった費用について、1世帯当たり **30万円を上限** として補助金を交付します。

【対象となる世帯】

下記のすべてを満たす新婚世帯

- ① 平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。
ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- ② 婚姻を機に弥富市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入（転居）届を提出し受理されていること。（申請時点で夫婦とも弥富市に住んでいること）
- ③ 夫婦の年間所得合計（平成29年分）が340万円未満であること。（※1、※2）
※1 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出。
※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。
- ④ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑤ 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。



【対象となる経費】

平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間に支払った、次の①～③の費用が対象となります。

- ① 婚姻を機に、弥富市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用
※ 増改築やリフォームを除く
- ② 婚姻を機に、弥富市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
※ 勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- ③ 婚姻を機に、弥富市内の新居へ引っ越すためにかかった費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費）
※ 初回の引越しのみが対象で、家具家電購入などは除く



【申請期間】

平成30年6月1日 から 平成31年2月28日 まで
ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

【申請に必要な書類】

《共通書類》 ★印 …… 弥富市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

◎共通書類
補助金交付申請書
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ★
夫婦2人分の所得証明書（平成29年分）★
夫婦2人分の滞納なし証明書 ★
貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（奨学金を返済している人のみ）
離職票（結婚を機に離職した人のみ）

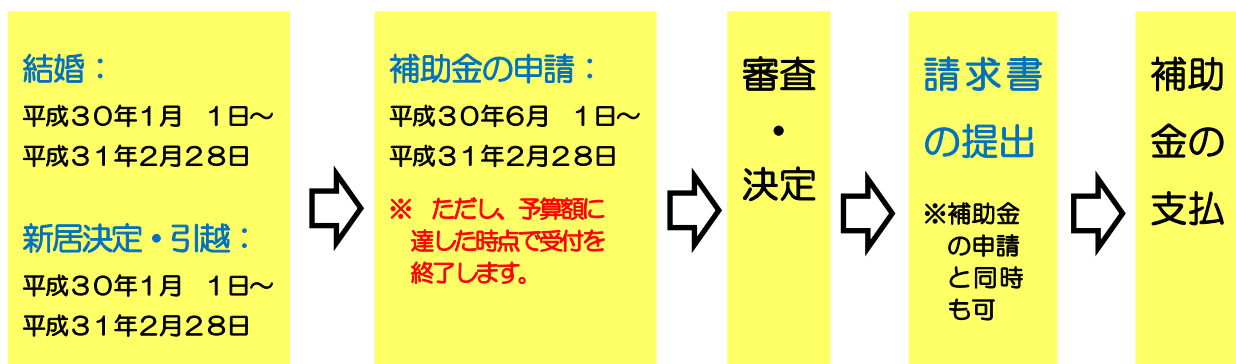
《申請内容によって必要な書類》 原本をお持ちください。確認時にコピーを取ります。

◎住居を取得した場合
売買契約書
取得費用の領収書

◎住居を賃貸借した場合
賃貸借契約書
家賃等を支払ったことがわかるもの（領収書や口座引き落としの場合は通帳など）
住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当が支給されている場合のみ）

◎引越し費用の場合
引越費用がわかる領収書

【手続の流れ】



【申請・お問い合わせ先】

弥富市 総務部 秘書企画課 地域振興グループ （十四山支所 2階）
〒490 - 1405 弥富市神戸三丁目25番地
電話 0567 - 65 - 1111（代表） ファクス 0567 - 52 - 3276
Eメール chiiki@city.yatomi.lg.jp